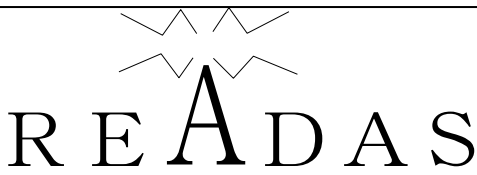


第 6088 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2018年)平成30年 11月 22日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

⇩ 契約者貸付がある生命保険金

Q: 父が亡くなり生命保険金を受け取りましたが、契約者貸付を受けていたようで、その分が差し引かれています。この場合の取扱いはどうなりますか？

A: 保険契約者が被相続人かそれ以外かで、次のように取扱われます。

【解説】

生命保険契約に係る保険契約者は、その保険契約の解約返戻金の金額の範囲内で、保険会社から金銭の貸付けを受けられることとなっています。これを契約者貸付制度といいます。この契約者貸付金等の額が支払を受ける保険金から控除されている場合には、その保険金は次のように取り扱われることとされています。

① 被相続人が保険契約者である場合

保険金受取人は、契約者貸付金等の額を控除した金額に相当する保険金を取得したものとし、契約者貸付金等の額に相当する保険金及びその契約者貸付金等の額に相当する債務はいずれもなかったものとして取扱う。

② 被相続人以外の者が保険契約者である場合

保険金受取人は、契約者貸付金等の額を控除した金額に相当する保険金を取得したものとし、保険契約者は、契約者貸付金等の額に相当する部分の保険金を取得したものとして取扱う。

